

# 挨拶文作成の際の注意事項

## 《封書》記載例

## ○作成のポイント

- ・ひな形に準じた内容に留めていただきますようお願ひいたします。
  - ・挨拶状に掲載可能な写真は TS のカタログ・チラシで使用しているものとさせていただきます。
  - ・差出名は必ず 販売者（TS）と商品提供者様の連名となります。

## 販売者と 商品提供者様の 連名

ひな型

お客様 各位

「○○○○○○○」販売開始のご案内

七

## ① 季節のあいさつ

〇〇の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、ありがとうございましたく厚く御礼申し上げます。

## ② 昨年の商品購入のお礼

昨年は、郵便局のふるさと小包チラシにて「〇〇〇〇〇〇〇」をお買い上げいただき、誠にありがとうございました。

### ③ 今年の商品のアピールポイント

今年も、甘くてジューシーな〇〇〇〇が裏り、自信をもってお勧め出来る商品となりました。

#### ④ 商品情報（販売期間・タイトルなど）

郵便局にて〇月〇日からお申込み開始となりますので、ぜひお早めにご利用いただけましたら幸いに存じます。

## ⑤ 締めのあいさつ

監視度が低いものほど、その監視度をもつて、より多く評議されていました。

今後とも郵便局のカタログ販売及び株式会社〇〇〇〇〇〇の商品を末永くご愛顧賜ります  
よろしくお願い申上げます。

卷四

202\*年〇月吉日

販売者 株式会社郵便局物販サービス

〒135-0016 東京都江東区東陽4-1-13 東陽セントラルビル

聽點讀筆錄 雜誌合計 8000000

元氣-0000 0000000~

# 挨拶文作成の際の注意事項

## 《はがき》記載例

## ○作成のポイント

- ・ひな形に準じた内容に留めていただきますようお願ひいたします。
  - ・挨拶状に掲載が可能な写真は T S の カタログ・チラシで使用しているものとさせていただきます。
  - ・差出名は必ず販売者（T S）と 商品提供者様の連名となります。
  - ・特商法により電話番号の記載は 不可となります。

## 販売者と 商品提供者様の 連名

○○の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。  
この度は、郵便局のふるさと小包チラシにて「○○○○○○○」をお買い上げいた  
だき、誠にありがとうございました。株式会社○○○○では、○○○○○しており、  
従業員一同、真心をこめて栽培しております。  
引き続きお客様のご期待に沿える商品を提供できるよう、一層精励してまいり  
たいと存じます。  
今後とも郵便局のカタログ販売及び株式会社○○○○の商品を末永くご愛顧  
くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

## 挨拶文作成の際の注意事項

### ●不当な表示（優良誤認表示又は有利誤認表示）をしていないか

«景品表示法第5条第1項、第2項関連»

- 「期間限定」「特別価格」「地域限定」「お買い得」等の文言を使用する場合には、当社の通常取引と異なる条件による取引であることや、市場取引価格よりも有利な条件による取引であること等、客観的事実に基づいていること。  
※記載内容により、上記以外の条件が発生することもあります。
- 最上級その他の序列を示す文言（「最高」「最低」「最良」「最大」「第1位」「日本一」等）、唯一性を示す文言（「当社だけ」「他にはない」等）、又は比較表現（「従来よりも」「どこよりも」「かつてない」等）を使用する場合には、客観的事実に基づいていること。
- 商品・サービスの内容や特徴（産地・原料等含む）について記載する場合には、大げさな表示や誤解を与える表示になっていないこと、客観的事実に基づいていること。
- 他社を誹謗中傷したり、差別（性差別を含む）を助長するような表現を使っていないこと。  
※「女性でも」「男勝り」「良妻賢母」等の表現は性差別を助長するおそれがありますので、使用は避けてください。
- イメージ画像を活用する場合には、「画像はイメージです」と記載していること。
- 基本的には社内の承認が得られた画像（チラシ・カタログに使用が認められた画像）のみ使用可とさせていただきます。（※優良誤認（実際に販売する商品と乖離があるような画像）となる可能性があるため）



## 挨拶文作成の際の注意事項

### ● 知的財産権等を侵害していないか

- キャラクター画像、物品の写真、住宅地図等の著作物を著作権者の許可なく（又は許可を受けた範囲を超えて）使用していないこと。

### ● 特定商取引法の通信販売の広告に該当しないか（はがきの場合）

- はがきの場合は特商法の通信販売の広告に該当しないよう留意する必要があり、はがきから商品の購入が可能な情報（電話番号等）の記載はできません。

- ・ 特商法の通信販売規制を受ける広告とは？

販売業者等がその広告に基づき、通信手段により申込みを受ける意思が明らかであり、かつ、消費者がその表示により購入の申込みをすることができるものであれば、ここにいう「広告」に該当します。

### ● 差出人名について

- 差出人は必ず販売者（T S）と商品提供者の連名となります。

- はがきについては、特商法に抵触する可能性があるため購入可能となる情報（電話番号・商品提供者の店舗地図等）の記載はできません。※通信販売の広告に該当した場合、購入に関する約款を記載する必要があります。